

環境社会配慮助言委員会 第105回 全体会合

日時 2019年9月6日（金） 14:00～16:44

場所 JICA本部 111・112連結会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）環境社会配慮専門家
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
左近充 直人	審査部 環境社会配慮審査課 企画役
永井 進介	インド事務所 次長
田中 賢子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課 課長
譲尾 進	産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ 課長
竹田 幸子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
折田 朋美	企画部 参事役

オブザーバー

高木 収	株式会社 長大
------	---------

午後2時00分開会

○左近充 時間となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまよりJICA環境社会配慮助言委員会、第105回全体会合を始めたいと思います。まず毎回のご案内で恐縮ですけれども、マイクの使用時の注意点についてご説明させていただきます。

逐語議事録を作成しております関係で、ご発言される際には必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。ご発言の際にはマイクをオンにし、発言が終わりましたらオフにしてください。マイクは3、4名に1本程度でご用意しておりますので、恐れ入りますが、適宜マイクを回してご協力いただければ幸いです。

議題に入る前に、JICA審査部に人事異動がございましたので、ご挨拶をさせていただきます。

○永井 永井でございます。

2年3カ月にわたり大変お世話になりました。9月1日をもちまして、私、インド事務所に駐在となりました。後任として、加藤が本日参っております。引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

ガイドラインの改訂並びに個別案件の審査におきましては、我々が知らなかった新しい提案をいただいたり、厳しいご助言をいただいて、環境社会配慮の質の向上にご貢献いただいたと感謝申し上げます。引き続き、助言委員会をどうぞよろしくお願いいたします。大変お世話になりました。

○加藤 審査部の環境社会配慮審査課に配属になりました加藤と申します。

直近は関西のJICA関西というところで市民参加協力課をやっておりまして、市民の皆様、自治体、大学、多様なアクターの皆様とご一緒に仕事をさせていただいております。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○左近充 それでは、本日の司会進行を原嶋委員長をお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、第105回の全体会合でございます。よろしくお願い致します。それと、永井さん、どうもありがとうございました。加藤さん、よろしくお願い致します。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず最初が、ワーキンググループのスケジュール確認ということで、事務局からよろしくお願い致します。

○左近充 それでは、議事次第の裏側の日程表を御覧いただければと思います。記載のとおり、担当委員を割り振らせていただいております。現在のところ、10月25日金曜日のワーキングの参加委員が4名そろっていない状態ですので、ご都合のつく方がいらっしゃれば、お知らせいただければと思います。そのほか、ご都合の悪い日程等がございましたら、お知らせいただければと思います。お願いいたします。

○谷本委員 谷本です。11月11日がまだ不明なんですけれども、出られなく可能性がありますので、もしよろしければ25日のほうに回していただければと思います。11日は確

定しましたら連絡いたしますので。

○左近充 承知いたしました。11日のご都合悪くなるかもしれないということで、25日に谷本委員、ご参加いただくということで、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

そうしますと、逆に10月11日のほうにご都合がつく方がいらっしゃれば、お知らせいただければと思います。

○山崎委員 すみません、私、じゃ、11月11日。11月18日に出張が入っていますので、そこだけ外していただければと。

○左近充 承知いたしました。11月のご予定ということで承りました。

そのほか、いかがでしょうか。

現時点でご都合がまだ未確定ということであれば、またわかりましたら、事務局のほうにメールでご連絡いただければと思います。

ワーキングの日程調整は以上とさせていただきます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、きょうご欠席の委員の方もいらっしゃいますので、またメール等で確認をお願いします。続きまして、案件概要説明でございます。1件ございまして、インドネシア国ジャワ北幹線準高速化事業ということで、準備が整いましたらよろしくお願ひします。

○田中 では、インドネシアのジャワ北幹線鉄道準高速化事業につきまして、ご説明させていただきます。私、東南アジア・大洋州部東南アジア第一課の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料でございますけれども、2ページ目の目次に続きまして、3ページ目が事業の背景になっております。

ジャカルタからスラバヤを結ぶジャワ北幹線鉄道、全長716kmございますが、こちらはジャワ島にある5つの鉄道の幹線の中で最も輸送量の多い鉄道路線でございます。日本は1970年代から現在に至るまで、このジャワ北幹線鉄道の複線化ですとか、橋梁改修などの実施に際して、円借款を用いて長年協力を行ってきております。

しかしながら、近年の人口増加と経済発展に伴い、鉄道輸送量の増加が顕著になっておりまして、依然としてこのジャワ島内の鉄道輸送力が不足している状況でございます。

こうした中、2016年12月にインドネシア政府から日本政府に対して、ジャカルタースラバヤを最高速度150～160km/h、所要時間5～6時間で結ぶという準高速化ができないかということで協力依頼がなされたものでございます。

こちらの事業でございますけれども、2017年改定のインドネシアの国家戦略事業において、国家として優先すべきインフラ案件として位置づけられております。また、2015年から2019年までの国家中期開発計画というのがございますが、その中でも運輸セクターというのは輸送能力の増強というのが謳われておりまして、こういった上位計画とも

一致するものでございます。

続きまして、スライドの4枚目、事業の概要でございます。

事業の目的ですけれども、ジャワ北幹線鉄道の準高速化を実施することにより、ジャワ島内の輸送力増強を図り、もって同地域の投資環境改善及び経済発展に寄与するものです。

プロジェクトのサイトとしましては、複数の州にまたがってございまして、ジャカルタ特別州、西ジャワ州、中部ジャワ州及び東ジャワ州となっております、約700kmです。

事業の概要は、鉄道、これは狭軌で単線でございますが、これを新設することに必要な土木工事や設備の工事、それから車両調達となっております。

実施機関につきましては、運輸省の鉄道総局でございます。

続きまして、スライドの5番目、調査期間と調査の対象地域でございます。

まず、調査期間ですが、この調査は期間を2つに区切っております。

まず第1期では、ジャカルタから終点のスラバヤまでの全線にわたる事業性評価を実施いたします。それに加えて、ジャカルタから途中のスマラン、こちらの、この前の映し出している投映だということですが、スマランの間の事業性評価、それから、その区間の円借款事業の審査に必要な情報収集を行います。

続いて、第2期調査というのは、この第1期の調査においてジャカルタからスラバヤ全線の事業性が確認されて、日本とインドネシア政府の間で事業の実施につき合意がなされた場合に実施するものでございまして、第2期のほうはスマランからスラバヤまでを対象としております。

なお、この第1期調査の終了後、インドネシア政府からこの第1期で調査したジャカルタースマラン間についての円借款事業の早期実施を求める要請があった場合には、このジャカルタースマラン間について、環境社会配慮面を含めた必要な情報が整って日本政府からの了承が得られた場合には、その区間について先行して審査を行う可能性がございます。

調査対象地域ですけれども、こちら、スライド5の下のほうに書いてあります。先ほど一部、スマランの場所をお見せしたとおり、ジャカルタからスラバヤまでの約700km、それを第1期区間、第2期区間と分けて実施するということになっております。

続きまして、6ページ目が調査対象地域の現状でございます。今回は特急の停車を予定しております駅が5つあります。西からジャカルタ、チカンベック、チレボン、スマランタワン、スラバヤとありますが、それぞれの駅の現状の写真をつけております。

続きまして、スライドの7番目の代替案の比較検討のところに進みたいと思います。

まず、基本的な考え方なんですけれども、このスライドの上のほうに書いてありますけれども、今既にあるジャワ北幹線鉄道の鉄道用地（Right of Way）を最大限活用して、腹付け線増、今ある線路の脇に増設するオプションを検討しています。

これまでの検討経緯につきましてご説明しますと、日本側からは、当初、こちらのス

ライドには書いていないんですけれども、在来線そのものを改良する案ですとか、既存線に腹付け、つまりすぐ隣に敷設するのではなくて、別途新線を敷設するという案も提案をいたしました。

しかし、インドネシア側からは、今の既存線、在来線を改良するということになると一旦停止をしなければいけないので、そういった停止をしたくないということ、それから、コストを抑えたいという要望がございました。

こういったインドネシア側との協議を踏まえて、今のオプションとしては、こちらのスライドに書いてあるとおりでございます。左から、事業を実施しない案というのは今の現状でございます、ジャカルタからスラバヤまで9時間から10時間かかっているという状況でございます。

それから、オプション1というのが、いろいろ文字が書いてあってわかりづらいんですけれども、狭軌単線腹付け線案RRR盛り土とありまして、これは狭軌という、レールとレールの間が1,067mmということで盛り土を作って建設する案。それから、次のオプション2というのが標準軌になりますので、レールとレールの間が1,435mmで、やはり盛り土を作ってという案でございます。

このオプション1と2を検討した場合には、オプション1のほうが狭軌ということで幅が狭いので、用地取得の影響も少ないですし、コストも低いということで、オプション1とオプション2で比べた場合は、オプション1がいいですよという話をしています。

ちなみに、オプション1のほうですと最高速度が160kmで非電化となっているんですけれども、オプション2のほうですと220kmまで、標準軌ということで幅が広がられますので、その分、最高速度も220kmまで出せたりとか、ただ、その代わり電化をしなければいけなかったりということがあるんですけれども、インドネシア側としては、オプション1、オプション2、それぞれをさらにコストを削減したいということ、今、既存の鉄道が地べたを走っておりまして、そこの踏切の箇所というのが約2,000カ所あるんですけれども、こういったものを既存のものと、今回作る鉄道も含めて道路を立体交差化させて、それで交通事故や事故を解消したいというような話がありましたので、そこで日本側としては、オプション3というのを今提案しているところです。こちらは狭軌、狭いほうのレールなんですけれども、RRR盛り土ではなくて、パイルスラブ鉄筋コンクリートという工法を採用する予定でございます。

ちょっとこれはわかりにくいと思いますので、2枚飛ばしてスライド9のほうに移らせていただきます。

先ほどのスライドでオプション1と2というのが、左側のRRR盛り土というものを活用したものでございまして、今、有力とされている案というのは、その右側のパイルスラブ鉄筋コンクリート路盤案というものでございます。

ちょっと前のほうの画面をご覧くださいたいんですけれども、これが今の、左でも右

でも同じなんですけれども、既存のジャワ北幹線鉄道が複線ですね。行くほうと来るほうで複線で走っています。このRRR盛り土というのは、盛り土をするんですけれども、ちょっと特殊な工法で補強をするような壁をコンクリートで作って、その中に土を埋めるような工法でございまして、立体交差をするときには、ボックスカルバートをつくって、この間を抜けるというようなオプションでございます。

右側のほうがパイルスラブ鉄筋コンクリート路盤ということで、同じくこれが既存の在来線なんですけれども、その隣に、盛り土をせずにコンクリートの路盤を打ちつけてスラブ軌道にするというようなものでございます。これはクロス道路、既存道路などと交差するところについては、例えばフライオーバーですとか、場合によっては下というのものもあるのかもしれないんですけれども、そういった構造物を作って、既存のものも含めてフライオーバーなどで交差させるというようなオプションになっています。

1枚戻りまして、スライドの8番目ですね。代替案の比較の検討ということで、先ほど書き切れなかった項目についてこちらに書いておりますけれども、こちらではその環境関連の影響、それからコストについて書いています。

まず、汚染対策ですけれども、オプション1と3というのはディーゼル発電を伴う電気式気動車の導入というのを想定しておりますので、走行しているときには、この分の大気汚染源というのが増加することになります。

それに対してオプション2というのは、先ほど申し上げたとおり非常にスピードも速くて、標準軌ということもございまして、電気で走行するため、そういった大気汚染源は増えないということがあります。

それから、自然環境ですけれども、全てのオプションにおいて森林伐採の可能性ですとか、水象への一時的な影響が生じる可能性はありますが、オプション1と3というのは狭軌、幅が狭いので、標準軌を適用しているオプション2よりも影響は小さいと考えられます。ただ、オプション3というのは、先ほど、道路の設置箇所を、フライオーバーなどを作るというような例をお見せしましたが、そういったところでも影響が生じる可能性がありまして、詳細については調査で確認をいたします。

社会環境につきましては、いずれのオプションも用地取得や住民移転というのが発生しますけれども、自然環境と同様に、オプション1と3というのは狭軌ですので、標準軌のオプション2よりも影響は小さいかと思えます。

ただ、オプション3は立体交差する道路構造物というのがございますので、その部分での用地取得が発生し、こちらについても詳細は調査で確認いたします。

それから、コストですけれども、オプション1と3というのは狭軌のため、標準軌のオプション2よりも用地取得ですとか設備の整備、それから維持管理なんかもあるかもしれませんが、コストというのは低くなる見込みです。単純に幅を考えたときにはそうなる予定です。

ただ、オプション3というのは、立体交差する道路構造物の建設に係る費用なども生

じますけれども、盛り土のこのオプション1と比べると費用は抑えることができる見込みでございます。現時点ではこれが最もコスト的には低くなるものと想定しております。

次に、スライド10でございますが、環境社会配慮事項になります。

本事業は、カテゴリ分類はAとなりまして、環境許認可としてはインドネシア国、国の法制度上の環境影響評価（AMDAL）の承認が必要となっております。

助言を求める事項としては、スコーピング案及びドラフトファイナルレポートとなっております。

環境社会配慮事項の続きでございます。

汚染対策において想定される影響は、工事中においては土木工事に伴う大気汚染、水質汚濁、廃棄物、騒音・振動等です。

供用時におきましては、導入予定の車両による大気汚染物質の増加、駅での旅客利用や車両基地での維持管理作業に伴う水質汚濁、廃棄物、騒音・振動等となっております。

自然環境において想定される影響は、工事中におきましては、線形改良区間における地質・地形への影響。また、スマランという駅の西側に1カ所、小規模の保全林がございます。こちらは既存路線に隣接している区間において影響が生じる可能性がありますので、本調査で確認いたします。

また、森林伐採の可能性や、工事中の土地、地形改変による水象への一時的な影響が生じる可能性がありますので、こちらについて本調査で確認いたします。

社会環境につきましては、工事前は、この鉄道関連施設やその立体交差をする道路構造物の建設において、用地取得や住民移転が発生いたします。世帯数については調査で確認予定です。

工事中におきましては、工事ヤードや作業員の宿舍設営のために、一時的な用地取得や住民移転が発生する可能性があります。また、既存の踏切を撤廃するため、地域の分断が発生する可能性があり、緩和策としてフライオーバーなどの道路構造物の建設が必要になります。

供用時におきましては、商業・雇用機会の増加等、地域経済への正の影響が期待されます。

最後に、スライドの12ページの今後のスケジュールでございますが、スコーピング案に関する助言委員会は1回でございますけれども、ドラフトファイナルレポートに対する助言委員会については、第1期、第2期のそれぞれで実施させていただきたいと思っております。理由といたしましては、先ほどのスライドでもご説明いたしましたが、第1期の調査が終了した後、ジャカルタから途中のスマラン区間に対する円借款を早くというような要請があった場合に、環境社会配慮面も含めた必要な情報が整い、日本政府からの了承が得られた場合には、ジャカルタースマラン区間について先行して調査を行う可能性があるということで2回に分けております。

それから、こちらの協力準備調査の状況なんですけれども、4月に開始したんですが、インドネシア側の状況などから少しおくらせているところがございますので、全体的にこのスケジュールは遅れる可能性があることを申し添えます。

ご説明は以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいたことに対してご質問、コメントがございましたらお願いいたします。

○作本委員 幾つかちょっと教えてください。2016年にこの事業がインドネシア側から申し入れがあったということなんですけれども、ちょうど新幹線の事業が、ある意味では中国に譲られた時期に、同時にこの話があったというのはちょっと変な話ですが、もしわかれば教えてください。

この新幹線は、今かなり事業が遅れているかと思うんですけれども、この既存の路線をそのまま使う場合、あるいは横に拡張する場合、いろいろあるかと思うんですけれども、その工事が同時にこのジャカルタスラバヤ間、もちろんバンドンと経由の部分は違いますけれども、同時に進められるのかどうかということがあります。

あと、歴史文化財が、前の新幹線の検討のときに随分議論したことがあるかと思うんですけれども、スラバヤの手前には昔のヒンズー時代の遺跡が大量に埋まっています、まだ発掘し切れていないんですね。それで新幹線の工事のときも気をつけてくださいというようなことを随分やっていたんですが、ぜひ、自然保護ももちろん、森林も、保護林もありますけれども、歴史文化財が出てきた場合どうするのかということ、今回もしかかるようでしたら気をつけていただければと思います。

あと、ジャカルタとスマランというか、ジャカルタから出たあたりで立ち退き、貧しい農家がいっぱいありますので、その立ち退きというか、土地の収用は一時的と書いてありますけれども、時間的な意味合いかと思いますが、どうされるのかなということがちょっと気になります。

あと、スマランあたりは、ご存じのように洪水対策とか、海水がもう町の中にまで入ってくるという、そういう地盤地下なのか、問題がありますので、ぜひ洪水対策、最近では地震も起きていますけれども、このあたりも配慮していただければありがたいと思います。

事業自体は、インドネシアにとってはとても今重要なというか、役立つ事業だと思われれます。

ちょっと教えてください。

○田中 まず、高速鉄道との関係ですけれども、この話というのは、高速鉄道の話が日本と中国でいろいろ入札を競っていた時期というのがあるんですけれども、その後に出てきた案件ということで、同時期というよりは、その後日本に要請があったというふうに承知しています。

それから、先ほどおっしゃっていただいたように、高速鉄道につきましては当面はジャカルターバンドンまでというところで、それ以降の計画というのは承知しておりますので、それとは別途というか、こちらはこちらで検討しているという状況でございます。

それから、それ以外の、スラバヤの付近の歴史文化財の話ですとか、ジャカルタ周辺の貧困層への配慮等につきましては、これからの調査の中で環境社会配慮を行ってまいりますので、対応していきたいというふうに思っております。

○作本委員 ありがとうございます。ちょっとスマランのところだけ、いつも海の水が入ってきて、町の中が洪水世帯になるんですけれども、やはりその分だけ高架式にするのか、全部高架式にするのか、そこは場所によって対応されるんじゃないかなと思いますけれども、今の段階では、まだ特に考えはないと。

○田中 そうですね。基本的には、先ほどスライドの9ページでお示したように、地べたを走るということで、交差するところを道路は交差することなんですけれども、場所によって高架で走るということも一部考えていますので、必要に応じてそういったオプションも検討するものと考えています。

○作本委員 ありがとうございます。

○山岡委員 山岡です。代替案の比較検討での確認なんですけれども、この中の項目で便益というのが入っていないんですが、いわゆるジャカルタとスラバヤの間の輸送量の増大とか、移動の時間の短縮等の便益というのは、これは代替案を比較するとき非常に大きな項目だと思うんですが、これは検討されるのでしょうか？

恐らく事前にはある程度そういうことも比較されておられるのではないかなと思うんですが、そうした場合に、今のこのインドネシアの経済規模から見ますと、やはり最高速度が220kmですか、こちらの方が非常に便益が大きくなるのではないかなと思うんですが、その点、過去の検討結果も含めてどんな状況なんでしょうか。

○田中 ご指摘の点なんですけれども、インドネシア側はもちろんベネフィットもございますけれども、コストを一定程度以内におさめたいというのが非常にはっきりしておりますので、その中で、例えば既存の隣に作るのではなくて新線を作るような計画などできないといった話がありますので、単純にそのベネフィットとコストの比較だけではなくて、コストがもう頭打ちになっている中で一番いいものを選定していくというような考え方になっております。

○山岡委員 ということは、便益は比較しないということになるんですか。

○田中 便益も比較はいたしますけれども、コストという前提条件があった中での比較になるというふうに考えています。コストが抑えられた中で、もちろん一番いいものを選ぶということになると。

○山岡委員 コストを条件にして、その中で、いわゆる便益も含めて最終的に費用、便益で評価するというような手順になると、そういうことでしょうか。

○田中 調査団のほうから補足させていただいてもよろしいでしょうか。

○高木 調査団の副総括を務めております株式会社長大の高木と申します。よろしくお願いいたします。

便益の件につきましては、前回の調査でも検討しておりますし、今回の調査の中でも改めて検討いたします。ただ、このオプション2については、今回の調査の中では検討はいたしません。いずれにしましても、需要とそこから発生するベネフィット、その経費等を勘案して提示したいと思っております。

○山岡委員 オプション2は検討されないということですか。何か理由はあるのでしょうか。

○田中 先ほど少し口頭で申し上げたんですけれども、オプション2でもやはりコストが高いというのがインドネシア側のお考えでしたので、元々その盛り土の案、オプション1と2というのがありまして、オプション1よりも2のほうがコストが高いわけですけれども、そのオプション1であっても、インドネシア側としてはコストをもっと下げたほうがという話があった結果として、オプション3のパイルスラブの案が出てきたということもございますので、今そのオプション3というのをベースに検討しているという状況でございます。

○山岡委員 わかりました。オプション2は、ですからコストでもうオーバーしてしまうので、次のステップではこれはオプションから除かれると、そういうことになるということですか。

○田中 はい、ご理解のとおりです。

○山岡委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

○作本委員 今の山岡委員からのお話、関連なんですけれども、今オプションで、いわゆる新幹線を受け入れたいというプロジェクトが幾つか今だめになって、コスト、いわゆる高速じゃなくて中高速の新幹線が欲しいという声は今、途上国から出ているかに思われるんですけれども、そういう意味では、220kmというのは高速の部類に入るのかどうかわからないんですけれども、今の大きな時流で、その後の維持費、インドネシア側の負担の維持費等を考えると中高速に、5時間という時間、長いか短い、どう見るかわかりませんが、コストを抑えるという意味では、この中速の新幹線ではありませんけれども、鉄道と流れは一致するのかなという気がするんですけれども。

○原嶋委員長 じゃ、ほかにご質問がありましたらどうぞ。

○小椋委員 これは、鉄道敷地内にスクワッターの方というのは今、現時点では確認はされておられますでしょうか。

○田中 はい、そういった方々もいらっしゃるというのは確認しております。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○寺原委員 寺原でございます。非常に基本的な質問なんですけど、今でもジャワの幹線というのは、ローカルの鉄道と都市間鉄道と、また貨物も走って、日本の常磐線とか東

北線みたいな使われ方をしていると思うんですが、それに加えて1本だけ単線を加えて、その上で上り下りを全部オペレーションされる。かつ、貨物の扱いというのはどうなるんでしょうかというのが質問でございます。

今のところ、これを見ると、軌道を変えればオプション1と3については狭軌なので、今ある線路のところと乗り入れもできるかもしれないけれども、そういうことはしないで、この単線1本上で全部オペレーションを完結させて、この最高速度160なり220で別のオペレーションをされるというお考えなんでしょうか、ちょっと基本的なところをお願いしたいと思います。

○田中 基本的には、その単線の中で運用するという考えでございますけれども、例えば、ジャカルタからスマランまでの部分的に開業するというようなこともあると思いますけれども、例えば、その後で在来線への乗り入れなども運用としては可能ではあるというふうに考えています。

すみません、ちょっと調査団から補足させていただきます。

○高木 今回、建設を予定する腹付け単線新線には準高速車両しか入りません。その準高速車両は狭軌ですので、在来の今の既存線にも入ることができます。だから、ジャカルタからスマランまでの事業ができた後に、その準高速車両は在来線を使って、第2期が終わっていなくてもスラバヤまで走行できるということになります。

貨物鉄道についても、この単線腹付け線には入りませんので、既存線、今の在来線の中で営業をするということになります。

かつ、今回、腹付け線増した準高速線は、今走っている特急列車が移行する形になりますので、その分の容量が空くということになります。それに関して言えば、今回また調査の中でどういうふうにして活用していくかということを検討いたします。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

予定ですと、9月のワーキンググループが入っているということですが、これは時間がずれているんですか。

○田中 すみません、失礼しました。これは修正できていなかったんですけども、はい、これはもう少し後になる予定でございます。

○原嶋委員長 そのときには全体の事業性評価と第1期がこの議論の対象になるということになるわけですか、ジャカルタスマラン間の区間だけということですか。

スコーピングについて助言委員会を、9月かあるいは10月になると思いますけれども、開催を予定されているんでしょうけれども、ここでは第1期が対象になるんですか。

○田中 すみません、次回は10月に、それは全線ですね。スマランまでではなくてスラバヤまでを想定しています。

○原嶋委員長 全線の事業性評価と、全体についてのスコーピングについて議論するというのを予定しているわけですか。

○田中 はい、おっしゃるとおりです。

○原嶋委員長 わかりました。他によろしいでしょうか。

あと、交通システム全体の、新しくできるものと既存のものとの全体像がちょっとつかみにくいところがありますので、場合によっては、その際に説明をお願いします。

○田中 はい。

○原嶋委員長 じゃ、特になければ、一応この説明はここで締めくくりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、ワーキンググループ会合の報告と助言文の確定ということで2件ございます。

まず1件目が、ブータン国の電力マスタープラン策定プロジェクトでございまして、これにつきまして山岡委員に主査をお願いしていますので、ご説明よろしくをお願いします。

○山岡委員 山岡です。ブータン国電力マスタープラン2040策定プロジェクトの検討結果でございますが、まず、このプロジェクト自体は開発計画調査型技術協力ということで、2040年を目標年とした電力マスタープランの策定支援及び関係機関職員の計画策定・更新能力の強化というものです。対象地域はブータン全土ということでございます。

最初に論点です。論点は2点ございます。

1点目が本マスタープランの対象についてということで、本来、スコーピング段階で確認すべき事項だとは思いますが、委員の中には初めてということもあって、ちょっと蒸し返しにはなるかもしれませんが、全体の計画についての確認をしたということでございます。

結果的に、これは水力発電のマスタープランとイコールになっておるわけでございます。その点を確認したということです。

ここの論点に記載してありますように、包括的な電力マスタープランを策定する際の配慮事項としては、そこに箇条書きでありますように、全体の経済性、供給信頼度、エネルギーセキュリティ、環境社会配慮、こういう項目を総合的に判断してマスタープランを策定するというところでございます。特に、電源開発をどうするかというのが中心になってくるわけですが、ここに記載してありますように、ブータンは既にインドと連携しておりまして、かなり国内需要以上にインドへ電力輸出をしているというような現状がまずございます。かつ、国内では既に配電線の延長が進んでおりまして、既にその接続によって世帯電化率が99%というような高い状況になっております。

したがって、小水力、あるいは太陽光、風力等の再生可能エネルギーによる単独の系統で電力供給を実施しなければならない地域というのは現状もないし、今後もないだろうというような視点から、中規模以上の水力を対象としたということでございます。

2点目のキャパシティ・ビルディングですけれども、これは既にプロジェクトの実施者が地方政府とともに住民の生計回復改善案等の社会配慮を検討する旨というのを実施しているということがございましたので、これは好事例として今後のプロジェクトの実

施に生かすようにJICAからも提案されてはどうかという要望でございます。

左側にまいりまして、助言です。

助言は2つしかないんですけれども、環境配慮についてです。

1点目は、ここに書いてあるものを見ますと、既存の水力発電所の維持流量の決め方と実態及び、今後の水力発電所の維持流量の決め方をファイナルレポートに記述することということです。ドラフトファイナルレポートは渇水時の10%の流量で計画をしているわけですが、2014年のブータン国のウォーターレギュレーションでは、at least 30% of lean seasonal flowということで、乾季の流量の最低30%というような記載がございます。まだこれは案ということなので、決定ではないと思われませんが、維持流量についてはまだ確定はしていないということで、基本的には、これはSEAでやられておりますので、個別の維持流量につきましては、今後、EIAで決定するというようなことになるとは思います。

ということで、今回、SEAの範囲で、少なくとも現状の水力発電所の維持流量がどうなっているのかということと、今後、水力発電所の維持流量をどのように決めるのかということ、少なくともレポートには書いていただきたいというのが1点目の助言です。

2点目です。SEAではJICAガイドラインに基づき、保護区の観点と生態系の観点を区別して評価結果をFRに記述することということでございます。

JICAガイドラインにおいては、保護区という場所ではなくて、生態系への影響を検討するという方針だと思われまして。レポートの中では、SEAの方針として、保護区のコアゾーンはプロジェクトの対象地域から原則除外するというような書き方になっておりますけれども、保護区以外を含む生態系全体の観点からも評価すべきではないかということが助言として挙げられたということでございます。

私からは以上ですけれども、委員のほかの方から補足等ございましたら。

○原嶋委員長 ほかの委員の方、ご参加いただいた委員の方から補足がございましたらお願いします。

○島委員 島でございます。論点の2点目のところで、やはりその社会配慮の調査及び管理に関して、こういった途上国に関していくと、その人の能力とか人的資源がそもそも欠如しているというか、常に課題になると思っておりますので、そういったところが、地域住民との協働というところは非常に解決策としてあり得るのではないかなというところで、1点コメントして残させていただいたというところでございます。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、全体につきましてご質問や確認すべき事項がございましたらご発言をお願いします。

○作本委員 表現だけで、内容はごもっともだと思うんですけれども、2番について、「保護区の観点と生態系の観点を区別して」というご主張はわかるんですけれども、通常は生態系を尊重した上で保護区を設置しているわけですから、このそれぞれの観点を

区別してというときに、第三者にとって文章の意味がわかりづらいということがあるので、もし何か、可能ならば修飾語をつけるとか何かして、特にその地域の生態系何々とか、そういうような説明を施すというようなことは可能でしょうか。

○山岡委員 いかがでしょうか、米田委員。

○米田副委員長 すみません、ご質問の意味を十分に把握できていないんですけれども、修飾語……

○作本委員 ごめんなさい、本当に字面だけの表面の質問だけで薄っぺらいんですけれども、保護区というのは、そもそも生態系を尊重した上で、生態系保護の観点をかなり取り入れた上で保護区というものをつくっているはずであろうということが素人には思い浮かぶんですけれども、ここで保護区と生態系の観点、それぞれを区別しなさいと言われたときに、何をどう区別していいのか文字面でよくわからないということだけなんです。

○山岡委員 例えば何か、どういうふうに表現したらいいというのは、案はございますか。

○作本委員 例えば、保護区といえば制度的に設置したものですよね。この地域は森林が多いたろうから保護区に設置すると。通常は、そこはもう生態系保護は一緒にあわさっているかと思うんですけれども、何かこの地域、「地域の生態系」とかということとか、「特徴ある生態系」とか、「特異な生態系」とか、どこかこの、何か形容詞をつけることで生態系のほうが保護区とは違う、ずれるという部分があるんだということ表現していただいたほうが第三者にわかりやすいのではないかなという気がしたんですが。

○米田副委員長 お答えになっていないかもしれないんですが、このとき問題であったのはその貴重種、絶滅危惧種とか、そういうものがあるとか、いないとか、そういう議論が保護区の項目の中でされていて、生態系の項目の中で保護区に指定されているからどうかこうとかというような説明がされていたということがあって、その保護区に指定されているところを守らなければいけないということと、貴重な生態系、今回の場合はどちらかという希少種、貴重種というものの存在の有無みたいな話だったんですが、そういうことの方が考え方が混乱しているなというふうに感じたので、こういう助言にしたんです。なので……

○作本委員 ここで表現だけを生態系保護とかという、いわば。

○米田副委員長 「生態系保護の観点」でいいですか。

○作本委員 いえ。米田委員は生態系の観点と保護区の観点にはずれがあるということですよ。実際敷かれている、採用されている保護区の対象範囲、地域と、その生態系を保護したいという立場から地理的にずれてしまう可能性があるというふうに、ちょっとお話を今伺いました。その場合に、その保護区を守りさえすれば生態系は保護できるという観点ではないんだよというご忠告というか、そういう考えかと思ったんで

すが。

○米田副委員長 そういう意味の助言ではなかったんです。もちろんそういう考え方もあるし、実際、今回もそれは当てはまるんですけども、今回の助言の目的はそういう意味ではなかったんですが、すぐには文章を変えるものが思いつかないので、どうしたらいいですかね。できれば宿題とかにさせていただくといいんですけども。

○原嶋委員長 今の問題になるのは、保護区以外のところに貴重種なんかが存在するものが見過ごされないとか、そういう懸念なんですよ。そういう意味でもない。

○米田副委員長 そういう意味というよりは、もっと形式的な話なんですよ。報告の書き方として、その項目がありますよね、マトリックスとかで影響評価の。その項目の書き方として、保護区の項目と生態系の項目というのがガイドラインに沿ってありますよね。それぞれの項目の書き方が混乱しているというか、そういうことです。なので、書きぶりを変えてくださいというのが助言だったのですが。

○作本委員 わかりました。記述でもうちょっと明確に区別してという意味で理解できました。

○原嶋委員長 例えば、ガイドラインの31ページ、ここが適切かどうかわかりませんが、チェックリストとしては、自然環境の中でも保護区という項目と生態系という項目は別の項目としてチェックしていくようにというガイドはあるわけなので、そのガイドに従って項目を整理していくということが一番近いですよ。

そうなってくると、保護区の観点と生態系の観点をそれぞれ別の項目として評価、観点を項目として区別するというか、そういうこと。

○米田副委員長 そうですね。「保護区と生態系の項目を区別して」とすればよろしいですかね。

○鈴木委員 「項目」を入れたほうがわかりやすいですね、きっとね。

○原嶋委員長 そうです。このページが一番適切かどうかわからないけれども、多分ここが一番いいのかな。31ページがいいと思うんですけども、ここが、だからガイドラインの指示としては、項目としてこう分けているので、それに従ってやるべきであろうというご提案なので、少し妥協的な、折衷的な意味としては、「観点を項目として区別して」ということにしてよろしいですか。

○米田副委員長 そうですね。ガイドラインのもう少し後ろのほうのチェックリストで、事業によってそれぞれどういうところを見るのかというチェックリストがあるんですけども。

○原嶋委員長 もっと細かいのがたくさんあるんですよ。審査部の方が詳しいので教えてください。

○米田副委員長 そこでその生態系と保護区とで一応項目として分かれていて、チェック項目がそれぞれついているわけなので、ですので、じゃ、助言のほうは、「JICAガイドラインに基づき、保護区と生態系の項目を区別して」としたほうがわかりやすいです

か、「保護区と生態系の項目を区別して評価し、その結果を」ですかね。

○原嶋委員長 そうすると、受けとめたほうもわかりやすいかもしれませんけれども。

○左近充 事務局からJICA側の認識を補足させていただきますと、このご助言は保護区があるかどうか、そこに影響があるかという話と、保護区の視点にかかわらず生態系に影響がどうあるかという話は別なので、今回その調査結果が、若干そこが混乱して記載されているようにあったので、そこはちゃんと区別してというご助言だと思って理解しておりますので、特にこちらでは混乱はないです。

○原嶋委員長 それで、今のところの到達点としては、「保護区と生態系の項目を区別して評価結果をFRに記述すること」という形でいかがでございましょうか。

多分これはSEAなので、個別の貴重種はまだ漠然としているところが多分あるんですね。多分、保護区はざっと上から見ればわかるんでしょうけれども、そういうこともちょっと影響しているんじゃないかという印象はあるんですけれども、個別になってくると、先ほどの維持流量なんかも個別のサイトによって、場所によって維持流量の決定が問題になってくるでしょうけれども、同じように個別のサイトでそれぞれの生息地の存在とかが問題になってくるので、具体的に明らかになってくることになるだろうと思いますけれども。

○米田副委員長 1つつけ加えるというか、説明をするとすれば、この案件、これはドラフトファイナルですけれども、スコーピングのときに保護区に注意するようというような助言があって、調査団はすごくそれを気にかけて、物すごく丁寧にその保護区に関連して影響評価をしてくださっているんですね。

それに引きずられてしまった感が強くて、その生態系に関する、生態系として見るという視点が報告の中から抜け落ちているような結果になっていて、それでこういう書きぶりに。希少種を評価したりとか、そういうやることはやっておられるんですけれども、まとめ方として物すごく保護区の話に引きずられてしまっていたというところですよ。

○原嶋委員長 それでは、助言文ということでは若干の修正がございましてけれども、今お示しいただいているとおりの内容でいかがでございましょうか。

主査のほうもよろしいでしょうか。

○山岡委員 結構です。

○原嶋委員長 担当の方もいらっしゃるんですけれども、大丈夫ですか。

それでは、特に異論がなければ、これで助言文は確定させていただきたいと思います。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして2件目でございます。フィリピン国のセブーマクタン橋にかかわる事業ということでございまして、この案件につきましては山崎委員に主査をお願いしておりますので、まずご説明をお願い申し上げます。

○山崎委員 ありがとうございます。今回フィリピン国セブーマクタン橋及び沿岸道路建設事業に係るドラフトファイナルレポートに対する助言案ということで、8月26日月

曜日に2時間41分にわたってワーキンググループのメンバーで議論いたしました。委員は重田委員、長谷川委員、原嶋委員長、それから私ということで議論させていただきました。

事前にこのドラフトファイナルレポートの内容について各委員から質問、コメント等を取りまとめて、29項目挙げている中で抽出されてきた助言として3点、それから論点として1点ということを経済的に挙げさせていただいております。

まず、この助言案の1の全体事項について説明させていただきますと、ここの内容は、「環境評価表について、JICAとフィリピンEISの評価方法の違いについて明確に説明すること」となっております。これは、このドラフトファイナルレポートの中で環境影響評価が記載されている各項目、大気汚染、水質汚染、騒音等への影響、廃棄物等々、それぞれの項目にわたって評価をしている一覧があるんですけども、この中でJICAのガイドラインに沿った評価と、あとフィリピン国内の基準に沿ったEIAの手続の中での評価というところに若干差異がある部分があるということで、この違いについて明確に説明することという助言案となっております。

これは、JICAさんの説明によれば、基本的にはその評価方法の違い、すなわち建設期間中、それから操業期間、これをそれぞれ評価するというのと、あるいは一緒に評価するといった手法の違いであるという説明を受けておりますが、これについて明確に説明することということを経済案とさせていただきます。

それから環境配慮について、2番目ですけども、「森林伐採に対応する植林計画の実施状況を環境モニタリング計画に反映すること」という助言案とさせていただきます。

これは本件の橋、それから道路をつくるに当たって伐採される木に対して植林を行うという、これは国内の要請事項があります。例えば、この雑木林の伐採は1本当たり50本、自然育成木の伐採は1本当たり100本の補償植林が求められるということでございました。

議論になったのは、要は1本伐採すると50本あるいは100本を植林しなければいけないとなると、それなりの土地の手配であるとか、それなりのしっかりとした計画を持って実施する必要がある。これについては、今後の環境のモニタリング計画にしっかり反映した上で確認していく必要があるのではないかということで、こうした助言案となっております。

それから、3番目としまして、「Wetland Parkの維持管理のコンセプトについて提案し、適切な維持管理の実施を、実施機関を通じてマンダウエ市に申し入れること。」という助言案となっております。

本件については、この事業の遂行に当たってWetland Parkというのを自主的につくるということで、これ自体は非常にいい試みであるという評価でございました。ただ、このWetland Parkも、つくればよいということではなくて、しっかり維持管理もフォロー

していく必要はあるだろうと。この実施は、このマンダウエ市というところがやるということではあるものの、この適切な維持管理の実施というのを実施機関を通じて申し入れるということを助言案とさせていただいております。

次に、論点としまして1つ挙げておりますけれども、これは一般論として、本件事業のようにJICAの事業単体としては環境負荷は限定的であります、事業対象地域全体で見ると環境基準値を超過するといった場合、どのように対処するか、ケース・バイ・ケースでの検討が必要であるということの提案がなされたということでございます。

これについては、既に橋が3つあって、特にこのフィリピンの都市部と空港を結ぶということで、渋滞が激しいエリアであると、この中で橋を新たにつくるということでございますので、既にベースラインの調査の結果が、例えば国際基準のWHOのエアークオリティ・ガイドラインを参照すると、PM値等、超過している部分もある。本件の橋及び道路を建設することによって、増分というのは極めて限定的であるという整理であったんですけれども、こういうケース、既に環境基準をその地域全体で計った場合に超過している場合、増分が本当に微々たるものであったとはいえ、どう扱ったらいいかということが議論になりました。

本件での整理については、先ほど来申し上げている渋滞が激しいというところがこの道路、あるいは橋の建設によって大きく緩和されるということで、実際そのデータでもCO₂排出量の減少が見込まれるというようなこともございましたので、本件については整理できるということではあったと思いますが、一般論としてこうした場合どうしていくかというところで、ケース・バイ・ケースで検討が必要なのではないかということで、こうした論点として挙げさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

一応、以上でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、補足がもしございましたら。重田委員、補足は大丈夫ですか。何か補足が、まずワーキンググループにご参加いただいた方で補足があれば。

○重田委員 特に、おっしゃったとおりでいいと思う。

○原嶋委員長 いいですか。じゃ、全体にご発言がありましたらどうぞ。

○源氏田委員 源氏田です。スコーピングのときに、この案件を担当させていただいたんですけれども、そのときに、この事業実施エリアが鳥類の保護地域に全域が指定されているということで、JICAのほうでも調査をするということでした。ワンショットの調査だけでは全体的な、どれだけ鳥類がいるかということにはわからないので、専門家や、NGOの方にコメントを聞いてくださいというお願いをしたと思うんですが、その結果はどんな感じだったのでしょうかというのを伺いたいです。

○原嶋委員長 それは回答表にあるので、ご担当のほうからご説明いただけますか。回答表の中にあったと思いますけれども。

○竹田 そうですね、事前にご指摘がございましたので、関係7団体ですね、KBAを設定したNGOを含む関係団体にヒアリングを行いました。その結果、以前、1980年代はオランゴ島、カサンガ湾、ジュガンにかけてのエリアが渡り鳥にとって重要な成育域、餌場とねぐらがございましたけれども、その後、カサンガ湾が開発が進みまして、現在はオランゴ島とジュガンのみが生息地として機能しているということを確認しております。

このオランゴ島とジュガンというのは、今回の事業の対象地域、影響地域とは異なる場所になってございます。

○源氏田委員 ありがとうございます。承知しました。

○小椋委員 本件事業では、非正規、インフォーマルなセトラの方が69世帯、243名と、かなりの数がいらっしゃるんですけども、この方々に対するDPWHの補償というのはどういうふうになるのか、もしご存じでしたら教えてください。

○竹田 非正規住民につきましても、移転地と、あるいはキャッシュ、現金での補償と2つのオプションについて提示をさせていただいて、どちらか一方を選んでいただくという形になります。それに加えて、生計回復支援としまして、ほかの関係機関と協力しながら職業訓練、そして安価なソフトローンなどの提供なども行うことになってございます。

また、中には社会的弱者がいらっしゃいますので、そういった方々に対しても優先雇用の機会の提供とか、先ほど申し上げた職業訓練などを実施していく予定になってございます。

○小椋委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員 鈴木ですけれども、環境配慮のところで、樹木を伐採して、その補償植栽みたいな話が出てきますけれども、これは木のサイズをモニターすることにはなっていないんですけれども、モニタリングはいつまでやるのかということと、私は個人的には木のサイズはそんなに大事じゃなくて、その植えるための土地をどれだけ確保するかということのほうが大事なんだと思うんですよね。

だから、ここはもう土地のことだけに注目して、それをほかに転用されないかとかというモニタリングをしますということなんでしょうかというのが1点と、それからもう一つ、次のWetland Parkのことは、これはどのくらいの面積だかがわかったらちょっと書いておいていただけると、そんなに小さいんなら大したことないかというのがわかるので、よろしく願いいたします。

○竹田 はい、ご示唆ありがとうございます。まず、植林についてのモニタリングの対象なんですけれども、本数、植林場所、また植林に関する実施体制などを確認する予定にしております。

また、ワーキンググループでもご指摘のございました、まさに面積、どのぐらい、1本に対して50本、100本植えるに当たって用地はちゃんと確認されるのかというところ

が特に論点となってございましたので、今回、環境レビューでも確認してくる予定になっております。ありがとうございます。

そして、モニタリングの期間ですけれども、モニタリングの期間も、モニタリング計画で確認をする予定になっておりますが、3年間で予定してございます。

○鈴木委員 はい、わかりました。

○竹田 2点目のWetland Parkの面積なんですけれども、まだ計画段階なので、どのぐらいのサイズになるのかというところが確定している状況ではございません。

○鈴木委員 はい、わかりました。

○原嶋委員長 ただ、Wetland Parkの大体場所はわかっているので、お示しいただければ。あのジャンクションの右上です。この地図、スケールが載っていますか。鈴木さん、大丈夫ですか、スケールが載っていると思いますので。

○竹田 この辺です。プロジェクトのスコープはこの橋と、この沿岸道路の建設を想定しています。Wetlandはこの辺を想定してございます。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 実は、そこが幾つか問題があって、マングローブを含んで移転させるということと、ダンプサイトを閉鎖したところも一部利用するということがあって、要はWetland、先ほどちょっと山崎委員がおっしゃったように、公園をつくるから大丈夫だよと言われても、そんなところ大丈夫かというのがこの助言の発想なんです。言葉としては柔らかく書いてあるんですけれども。

○鈴木委員 ありがとうございます。ただ、基本的な問題として、その質と量というのはかなりちゃんと関連するので、大きく困れば、今、現状大したことなくても、ちゃんとポテンシャルの力が反映して、生き物が利用するようになるというふうに思っています。

それから、そのダンプサイトでも、原石山とか、砂を掘ったとか砂利を掘ったとかというところの環境復元というのは、もう昔から随分たくさん例があって、結構いい自然に戻るのには明らかですから、頑張ってください。

○竹田 ありがとうございます。

○重田委員 このWetland Parkですけれども、この維持管理はもうこの助言に入ったんですけれども、公園をつくって、結構作りっぱなしで、現地に任せてそのままほっておけばほっておかれちゃうということが結構あるので、その維持管理のフォローアップ、要するに持続性、サステナブル、持続可能な維持管理していくにはどうしたらいいかというところをきちんと配慮していただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ほかにはございますでしょうか。

一応、助言文としてはこういう形で、後ほどまたレビュー報告があるんです。今の点にかかわることも出てくるかと思っておりますけれども、一応、助言文としては3点ということで確定させていただいてよろしゅうございませうか。

それでは、これで確定させて、あとは論点については、実は私からなんですけれども、いわゆる基準超過のところに、さらに上乘せして事業するとき、JICAの事業そのものに全責任はないけれども、全く責任がないわけではないので、どう考えるのかということについては、また考えてほしいということを提起させていただいたという趣旨でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、一応、助言文と論点についてはこれで確定させていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

続いて同じ方になります。それでは、引き続き同じ案件についての環境レビュー方針の報告ということで、またご報告いただいて、また今の点を含めて若干の議論をさせていただきたいと思えます。

ご報告よろしく申し上げます。

○竹田 では、東南アジア五課の竹田ですけれども、レビュー方針について簡単にご説明させていただきます。

まず、2ページ目の(1)全般事項の中の3)環境社会許認可についてなんですが、修正版のEIAがことし7月上旬に環境当局である環境天然資源省に提出されてございます。9月上旬にECC取得区予定となっておりますので、ECCの取得状況をまず確認いたしまして、取得後、速やかにEIA、RAP、そして協力準備調査、ドラフトレポートとともにJICAのウェブサイトで公開する予定となっております。

もし、ECC取得時に附帯条件が付されているようでしたらば、誰が何をいつまでに対応するかということについて実施機関と確認しまして、合意してまいりたいと考えてございます。

次に、3ページ目の6)の環境管理計画、環境モニタリング計画のところですが、こちらについては社会及び環境のモニタリングフォームを実施機関と合意してまいります。また、助言対応につきましては、後ほど自然環境のところでご説明申し上げます。

次に、4ページ目の8)の情報公開についてですけれども、こちらについてはEIA、ECC、RAPをJICAホームページで公開することに合意済みですので、先ほど申し上げたとおりECC取得後に公開いたします。

また、加えまして、フィリピン国内でも実施機関、地方自治体レベルですね、市レベル、町レベルで公開されることを確認済みですので、実際の公開状況を確認してまいりたいと考えております。

同じく4ページ目の(2)の汚染対策、3)廃棄物のところですが、こちらについては、工事中に発生した廃棄物の処分につきまして、詳細設計を踏まえた廃棄物処理計画を作成しまして、ECCに記載された締め切りまでにDENRに提出することを実施機関と合意してまいりたいと考えております。

その下の4)土壌汚染につきましても、こちらは掘削工事による汚染の緩和策としま

して、詳細設計時に掘削土の成分のモニタリングを行い、汚染が確認された場合には、実施機関であるDPWHが環境当局に報告、相談しまして、処理方法を検討することになっております。環境レビューでもこちらの体制、そして土壌サンプリングのスケジュールも含めたスケジュール感について、実施機関と協議して合意してまいりたいと考えてございます。

5ページ目の(3) 自然環境、2) の生態系のところですが、ご助言の1にございますとおり、伐採された樹木1,609本に対しまして、およそ7万本のマングローブと8万本の陸生植物を補償植林することを検討しております。こちらの植林計画の実施状況を確認できるように、環境モニタリング計画に反映するようにいたします。具体的には植林の本数、植林の場所、実施体制、モニタリング体制などを確認しまして、想定場所が本数に対して十分な面積であることも確認してまいりたいと考えております。

協力準備調査では、自然環境の改善と生息地の回復策としまして、先ほど申し上げたWetlandを提案してございます。ちょうど先ほどの橋と沿岸道路のインターチェンジの部分に、既存の環境との接続性を考慮しつつ、北側にはマングローブ植林、そして南側には既存の放棄養殖池を活用した池の再生、そして養殖池の間に小道がございまして、それを活用した遊歩道の整備を提案してございます。こちらにつきましては、先ほどもご議論にあったとおり維持管理体制が懸念されますので、マンダウエ市がしっかり維持管理を行うように、環境レビューの中でも維持管理にかかわるコンセプトを提案しまして、適切な維持管理体制を構築するようにマンダウエ市に申し入れてまいりたいと考えてございます。

そして、6ページの(4) 社会環境、その他につきまして、1) の用地取得・住民移転の規模につきましても、実施機関と最新情報を確認してまいります。

また、7ページ目でございます3) の受給資格につきましても、不法住民が所有する構造物の補償について、RAP記載のとおり補償がなされることを改めて確認してまいります。

4) の補償方針にございますエンタイトルメントマトリックス、そして移転地確保のための強制収用を行わないこと、さらに5) にございます生計回復支援につきましても、改めて確認、合意してまいりたいと考えております。

以上になります。

○原嶋委員長 先ほど幾つかご質問いただいたことにも関連しますが、今ご報告いただいたことに対してご質問がありましたらお願いします。

○作本委員 作本ですが、今ご説明ありがとうございました。ファイナルレポートへの助言対応という、この助言への対応の1枚物の文書なんですけれども、その3番目に長谷川委員から、フィリピンでのEISのアセスですね、やり方と、JICAさんが行っているところのアセスの仕組みが違うんだということで質問が出て、それに対するJICA側の対応が書かれているわけなんですけれども、特に最後のこの英語の文章なんですけど、but

the results are consistentと書いてあるんですね。この意味をどう捉えるのかということで、ちょっと私、さっきから考えて悩んでいるんですけども、一つには、例えば、JICAさんの立場として、途上国側の制度が十分熟し切っていない、成熟していない場合には、JICAさんのよりすぐれたものでそれを補填、補完してあげるんだという考え方が一つ。あと、一つ方向を間違えると内政干渉ということとの、そういう難しい厄介な場面を持っている側面かと思うんですね、同じアセスを適用するにしても。

この場合に、評価結果は一貫していると、表現をうまく示しているのか、あるいは、これは評価方法が違うけれども、操業中と供用後と、これはconsistent、何をもってこのconsistentとしているかなと、もしそのあたり分析されていたら結構です。もしこの、表現としては見事な表現なので別の表現を思いつかないんですけども、何かおもんぱかるところがあれば教えてください。

○竹田 ご指摘ありがとうございます。こちらにつきましては、工事中と供用時について、それぞれJICAのほうで評価を行っていて、フィリピンは1つの評価をしていて、それで今回、協力準備調査で確認したのは、その評価の、フィリピン側は1つのオーバーオールな評価を出しているんですけども、それと指摘内容、あるいは全体の評価としてJICA側が出したものとフィリピン側が提示したものと、おおむね相違がないという意味でのconsistentという表現を使わせていただいております。今のよう形になります。

○作本委員 よくわかりました。極めて考え抜かれた言葉だなと思って理解いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご報告を一応これで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、時間の関係で、これから10分ほど休憩を入れたいと思いますので、35分再開でよろしいでしょうか。35分をめでに再開させていただきます。

よろしく申し上げます。

午後3時27分休憩

午後3時36分再開

○原嶋委員長 それでは、再開させていただきます。

お手元の議事次第の6でございまして、その他ということで、ガイドラインのレビュー調査最終報告書（案）に対するコメント対応についてでございます。事務局からご説明をお願いします。

○古賀 審査部の古賀より説明させていただきます。

最初に資料の確認について、お手元に4点資料をお配りさせていただいております。左上に①、②、③、④とそれぞれ記載してございます。①が最終報告書（案）に対して助言委員の皆様からいただいたコメント・質問に対する回答となっております。②、③

は、助言委員会助言委員としてではなく、団体としてNGOのメコン・ウォッチ、FoE Japan様から質問・コメントいただいております。宛先に助言委員会も入っておりますので今回配付させていただきます。④は、この②、③のNGOからいただいた質問・コメントに対する回答となっております。資料、お手元のほうは大丈夫でしょうか。

また、回答の説明に入る前に2点ほど説明させていただきます。

1点は、まずこれまでの経緯ですが、このレビュー調査は2018年2月より実施させていただいております。折々助言委員会からも助言をいただいております。具体的には、今年の1月に中間報告書を説明させていただき、その際、160近いコメントをいただきまして、今回それを踏まえて7月に最終報告書（案）をご説明させていただきました。それに対して15名の助言委員より70以上のコメントをいただき、先ほどご紹介したとおり、NGOからも2団体から質問・コメントを頂戴しました。今回それに対する回答をさせていただきます。お忙しい中、レビューしていただきありがとうございました。

また、もう一点、今後の予定ですけれども、今回まず頂戴したコメントに関して、既に最終報告書（案）に反映させる作業を行っております。こちら、反映したものは、来週前半にはJICAのホームページのほうで公表させていただきたいと考えております。

また、その次のステップは、このコメントを反映した最終報告書（案）を対象に、恐らく9月の下旬以降になるかと思いますが、パブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。レビュー調査の最終報告書は、このパブリックコメントを反映させたものでセットして公表したいと考えております。

その後の手続、ステップというのはまだ検討中ではございますが、パブリックコメントを踏まえた最終報告書がセットできたら、その次にガイドラインにあります包括的な検討に進みたいと考えております。ただ、その詳細、進め方につきましては、今回皆様から頂戴したコメント及びパブリックコメントを踏まえまして具体的な検討をし、また、助言委員会の皆様にもかかわっていただく場面が出てくると思いますので、開始する前に事前に皆様にご相談させていただきたいと考えております。

それでは、回答案の説明に入ります。

なお、時間の関係で一部につきましては説明を割愛させていただく場合がございますので、ご了承ください。

まず、①の資料、1番からまいります。小椋委員から3点のコメントを頂戴しています。1番についてはEIRR、FIRRの算出に関して次のような検討課題がありますということでご指摘いただいております。

これにつきましては、IRRの算出は、事業の効率性を経済面、財務面から分析する際の参考値の一つとなっておりますので、環境レビューではなく、別途、事業主管部が事業全体の審査をする際に確認しているものとなっております。具体的なご指摘の内容に関しましては、こちら回答に書かせていただいておりますのでございます。

続きまして、2番、EIRR、FIRRを判断するハードルレートの設定についてコメントいただいております。こちらにつきましても回答のとおりとなっております。内容は、割愛させていただきます。

続きまして3番ですけれども、RAPのモニタリングの公表についてコメントいただいております。RAPを含むモニタリング結果につきましては、ほかの何名かの委員の方からも同じようなご指摘を頂戴しております。既に論点のほうにモニタリング結果の公開義務の要否ということで含めておりますので、今後の包括的検討で議論させていただきたいと考えております。

なお、JICAとしましては、ガイドラインに基づいて、これまでも相手国等に対してモニタリング結果の公開については継続的に求めてきております。その結果、こちらに書かせていただいたとおり、公開合意が先方から得られた案件というのは年々増加してきており、例えば2017年度には、環境モニタリングを必要とする案件で38案件中20件、社会モニタリングを必要とする案件については14件中12件ということで公開合意が得られており、随時公開されております。

JICAは、今後もガイドラインに基づいて相手国等から公開合意が得られるように働きかけを行いつつ、モニタリング結果の公開を進めていきたいと考えております。

続きまして、田辺委員からのコメント、4番、こちらは論点に環境社会配慮文書の翻訳版の公開の要否を含めるようにというコメントを頂戴しております。現行のガイドラインでは、翻訳版の公開については相手国等の了解を前提に行うとなっております。今回、レビュー調査対象案件について翻訳版の公開を確認したところ、全件、翻訳版の作成されている案件については全て公開されていると、もしくは近々公開予定ということがわかりました。そのため、現行のガイドラインのもとで主要な文書の翻訳版の公開は行われているものと捉えております。

ただし、ガイドラインにもありますように、相手国の了解というところにつきましては、仮にその翻訳版を相手国が作成した場合にはやはり先方との関係上、先方の了解を得ずに公開するというのは難しく、それを得る必要があると考えております。

続きまして5番です。ADB案件のモニタリングレポートの公開状況についてコメントをいただいております。ご指摘を踏まえて再度こちらで調査させていただいたところ、こちら記載しております4カ国の公開率のとおりとなっております。

また、別途、ADBに対してこのモニタリングレポートの公開について問い合わせをしており、回答として、公開が要件となっており、ローンやグラント契約が発効している案件であってもモニタリングレポートがまだ公開されていない案件はあるとのことでした。

その理由としましては、実施機関側からモニタリングレポート等の提出が遅れる場合があると。または、提出はされてもレポート等の内容の情報不足があるために公開されていないという理由が挙げられるということでした。

続きまして6番は、SAPROFに関するお問い合わせをいただいておりますが、こちらは回答を割愛させていただきます。

7番も割愛させていただきます。

8番、林委員からコメントいただいております。報告書本体にまとめて論点について記載してはどうかと、報告書の中では、7月に配付させていただいた論点案がございまして、今回のいただいたコメント及びパブリックコメントを踏まえて最終化して、それが最終報告書の一部として添付される予定でございます。ですので、論点も報告書の一部と捉えていただければと考えております。

9番については割愛します。

続きまして10番、谷本委員からコメントをいただいております。

現地調査につきまして、対象を選定した理由を記載してはいかがかといただいております。これにつきましては、以下の基準に沿って現地調査対象案件を選定したことを報告書に記載させていただきました。

11番から14番については、記載の修正のご指摘をいただいております。説明は割愛させていただきます。

15番について、こちらの報告書の結論として、ガイドライン改定に向けた課題等をまとめてはいかがかとコメントをいただいております。こちらについても先ほどと同様、論点案にレビュー調査を通して抽出された課題であると、論点としてまとめられておりますので、こちらが最終報告書の一部となるとご理解いただければと思います。

続きまして掛川委員です。

16番は記載の修正ですので、割愛させていただきます。

17番、国際協力について、これは日本政府の長期戦略ですね。そちらにビジネス主導の国際展開、国際協力が明記されているという点に関連しまして2点ご指摘をいただいております。これらは、事業の実施に際して留意してまいりたいと考えております。

18番、GCF、Green Climate Fundからの受託事業につきましても、GCFのセーフガードをそのまま活用してはどうかとコメントいただいておりますが、こちらも提案いただいた点も考慮の上で、検討を進めてまいりたいと考えております。

19番から25番まで、それぞれ幾つかの論点につきましてお考え、ご意見を頂戴しております。これら今出てきている論点の次に、ガイドラインの方向性をお示しいただいた貴重なご意見と理解しておりますが、JICAではまだ各論点に対するガイドライン改定の方向性というものは出しておりませんので、これらのご意見については今後、包括的な検討の場で議論させていただければと考えております。

続きまして、織田委員からも同じようなご意見を頂戴しております。

28番以降、コモンアプローチやEIA報告書の公開といった今出てきている論点に対してのガイドライン改定を含むご意見を頂戴しております。これらにつきましても、それぞれの論点のもと、包括的検討の場で議論させていただければと考えております。

続きまして、37番以降、長谷川委員からいただいているコメントです。

まず37番、環境社会関連の費用・便益の定量化の意義だったり必要性について明らかにすべきというご意見です。

まず定量化の定義について、回答に書かせていただいているとおり、金銭価値への換算を意味していると考えております。また、必要性は、開発途上国において限られた資金リソースの中で優先すべき効果的な開発事業を選定するために、従来より円借款事業において定量的な効果を図る参考値の一つとしてIRRを用いてきています。

続きまして38番、環境社会関連の費用・便益の計算の範囲や精度が曖昧であるというご指摘をいただいております。

これにつきましては、そういった計算についてはその技術的、あるいはそれにかかる経費の両面から合理的なコストによりデータを捕捉できるものについては金銭価値の換算の上計上し、そうでないものについては定性的な費用、あるいは便益として扱ってございます。算出の可否については、個別案件ごとに判断しているという状況でございます。

続きまして39番、環境社会関連の費用についてコメントを頂戴しております。

コメント3段落目の「そうでなく」というところ以降。環境社会対策を実施するにもかかわらず、防止・緩和できない悪影響がある場合、それらを追加的な環境社会関連費用として算定・計上すべきだろうというコメントを頂戴しております。

これにつきましては、環境管理計画やモニタリング計画、RAPを実施しても回避、最小化、軽減できない影響のうち、レビュー調査でも書かせていただいておりますが、GHG排出量に関しては、これは市場価格があり、既にEIRRを算出するための経済分析において計上しています。

それ以外の影響につきましては、依然として算定が困難であると理解しておりますが、国内の算定方法を参考に、できるだけ定量的な評価に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして40番、環境社会関連の便益のほうについてもコメントをいただいております。

コメントの3段落目、「よって」のところですが、対象案件の環境社会的便益が主要効果なのか副次的・二次的効果なのかは問わずに算定・計上が望ましいとコメントを頂戴しております。これにつきましては、まず環境社会便益については、定性的には原則全ての案件で評価しています。

一方、EIRR算出などの定量的な評価に際しては、38番で回答差し上げたとおり、技術面、費用面の制約がございますのでそちらも勘案の上、案件ごとに可能な限り定量化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして41番、EIA・RAPでの正の影響の扱いについてもコメントを頂戴しております。

環境社会的便益ですね。これらについてその算定・計上が費用便益分析結果を大きく左右しそうな場合には、スコーピング・マトリックスや予測・評価の各段階で正の影響としてチェックするのがよいのではないかというコメントをいただいておりますが、スコーピング・マトリックスでの扱いは、別途第103回及び104回の全体会合において説明させていただきましたとおり、事業効果として想定されない正の影響が確認される場合にはスコーピング・マトリックスに付記するという方針でございます。

また、正の影響の予測・評価の方法につきましては、他ドナーのグッドプラクティス等も参考に可能な範囲で取り組んでいきたいと考えております。

最後、42番ですけれども、以上ここまでのコメントを踏まえましてガイドラインでの記載の文案を頂戴してございます。こちらにつきましては、論点として「環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について」と含めておりますので、そちらに基づいて包括的検討で議論させていただければと考えております。

続きまして43番以降、木口委員からコメントを頂戴しております。

43番、非正規農民についての社会的弱者の人権配慮の点でコメントを頂戴しております。こちらはご指摘のとおり、論点に基づき包括的検討で議論させていただければと考えております。

44番、環境社会モニタリング文書の公開に関して、現地の言葉での公開状況を確認されていますかということで、レビュー調査の中で確認したところ、カテゴリA案件でモニタリング結果の相手国での公開に合意している案件については、全て現地で広く使用されている言葉で公開されていることを確認してございます。

45番につきましては、レビュー調査の中のティラワSEZの案件ですけれども、その非自発的移転の世帯数について確認くださいということでコメントを頂戴しておりますが、こちらは回答を書かせていただいたとおりでございます。

また、46、47番につきましては、それぞれご指摘いただいている内容を踏まえて報告書の追記、修正をさせていただいております。

続きまして48番以降、村山委員からいただいているコメントでございます。

まず48番ですけれども、ガイドラインの情報公開に関しまして、相手国による環境社会配慮文書の公開時期や手段、言語などの情報も追加するようにというコメントを頂戴しております。これにつきましては、改めて内容確認いたしまして、回答にある内容を報告書の2章のほうにも追記させていただきました。

49番は割愛させていただきまして、50番、代替案についてです。

代替案の傾向をより明確に示すために、全件のパターンを分類して示してはどうかということでコメントを頂戴しております。こちらのコメントに沿いまして回答に書かせていただいたように、プロジェクトサイト・ルートに係る検討、それからプロジェクトデザインに係る検討、建設・運用方法についての検討、それからプロジェクト実施時期、これは優先プロジェクトの選定を行っているもの、それぞれについて件数をこのように

書かせていただいております。こちらの内容は報告書の2章にも、あわせて追記させていただきます。

続きまして51番、ステークホルダー協議の状況について、全体像が把握できるような記述をとコメントいただいております。ご指摘を踏まえまして、ステークホルダー協議に関しましても告知方法、告知時期、使用言語、コンサルテーションの内容、それぞれについて回答案の内容を報告書の2章にも追記をさせていただきました。

続きまして52番ですけれども、SEA、戦略的環境アセスメントに関しまして、日本の配慮書段階の取り組み、これをSEAと呼んでいいのかというところで確認してくださいということでご指摘をいただきました。こちらは日本の環境省の資料を改めて確認し、52番回答にあるように、日本では戦略的アセスメントの導入は配慮書段階で行うことを想定しているというよりはよろしいのではないかと考えております。こちらに記載させていただきました。

53番、派生的・二次的影響が論じられた事例についてどのような基準で案件を特定しているのかと、累積的影響も同様ですというコメントを頂戴しております。

これにつきましては、審査時、環境レビュー時に派生的・二次的な影響、もしくは累積的影響と整理されている、または当該事業の調査に係る環境社会配慮助言委員会において同様の指摘をいただいた事業を取り上げているいます。

続きまして、54番、住民協議での住民からのコメントの事業計画への反映の状況、こちらについて少し今の反映結果が断片的ではないかとコメントを頂戴しております。こちらに関しましては、改めて住民協議議事録を確認し直す作業が必要でございますので、こちらは最終報告書にて反映させていただければと考えておりますが、いずれにしろ、もう一度こちらで見直しをしたいと考えております。

続きまして55番、生計回復がモニタリングされている案件について、これも全体の傾向を記載してくださいというコメントを頂戴しております。

こちらに関しては、公開合意がある案件につきましては既に報告書（案）に記載させていただいておりますが、今回それ以外の公開合意がない案件につきましても確認をしましてこちらに書かせていただいております。大半の案件においては移転完了後まだ時間がたっていないので、モニタリングの実施を続けていくことで状況の精査を行っているところでございます。

56番につきましては、48番と同様ですので割愛させていただきます。

57番、カテゴリ分類に関しまして、カテゴリBについてさまざまな規模の案件が含まれているので、カテゴリBと世銀のESFのSubstantial Risk、もしくはModerate Riskとの関係を検討すべきというコメントを頂戴しております。

こちらにつきましては、論点をもとに今後包括的な検討で議論させていただきたいと考えておりますけれども、世銀に関しましては、過去ESFが導入される前のOP4.01というところでカテゴリ分類が定義されておりましたが、そのときのA、B、C、FIという

今のJICAと同じようなカテゴリ分類、これとESFで新たに導入されたリスク分類との、その関係性を説明するものは特段世銀から出されておられません。

また、実際JICAのガイドラインのカテゴリ分類と世銀のほうのリスク分類については、その分類の際に考慮する項目が異なっておりますので、両者の関係性を検討するのはやや難しいかと考えております。

続きまして58番ですけれども、助言委員会からいただいた助言のうち、実施段階での助言に対する対応の確認方法、こちらを論点に含めるべきというご意見を頂戴しております。これにつきましては、助言委員会で実施段階も含めて、いただいた助言については、先方の実施機関との合意内容に可能な限り反映させて、また、当然それらが実施されているかどうかというのはモニタリング結果の確認を行っているところですので、引き続き運用面で対応させていただきたいと考えております。

続きまして59番、モニタリングの実施、特にRAPのモニタリングを徹底するための方策の検討、こちらを論点に含めてはどうかというご意見を頂戴しております。こちらにつきましては、住民移転や用地取得が生じる案件については、レビュー調査全ての案件で社会モニタリングが実施されております。モニタリングレポートはJICAのほうで提出を受けて確認を行っております。引き続きガイドラインの適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして60番、ガイドラインの別紙5のチェックリストにジェンダー、子どもの権利等の社会的弱者への影響を含めることの要否、こちらを論点に追加してはどうかというご指摘と理解しております。

こちらにつきましては、環境チェックリストは、ガイドラインの参考資料と位置づけておきまして、レビュー調査の結果であるとか包括的検討を踏まえて、ガイドラインの内容が決まった段階でチェックリストも必要に応じて見直すということを想定してございます。

続きまして61番以降、錦澤委員からいただいたコメントでございます。

61番につきましては、代替案の検討について、比較検討の方法のレビューも加えてはどうかとコメントを頂戴しております。こちらにつきましては、ご指摘のとおり、代替案検討についてその経済面、環境社会面を含めた検討が行われていたか、また、代替案は定量的な評価を行っていたか、もしくは定性的な評価であったか、また、プラスの効果、例えば移動時間の短縮であったり、交通網の改善であったりといったプラスの効果を実業実施による望ましい効果として代替案比較において検討していたかどうか、それぞれ確認して、こちら件数を記載させていただいております。こちらの内容は報告書の2章のほうにも追記しております。

続きまして62番、アセス図書の公開についてコメントを頂戴しております。

具体的には、アセス図書のデータベース化について事例をご紹介させていただいております。こちらにつきましては、現行のガイドラインでもその情報公開というのは非常に

重視しております、こちらに書かせていただいたとおりとなっております。これを踏まえてレビュー調査対象のカテゴリ案件については、全案件でEIAかJICAのウェブサイトで公開されております。

以上により、アセス図書の公開というものは健康ガイドラインのもとでも反映されていると考えております。

続きまして63番、累積的影響の取り扱いについてです。2つ目の丸ですけれども、これまでの委員会会合において事後調査結果が基準値を超過したモニタリング事例の報告がありましたということで、累積的な影響の検討が十分でなかったということが一因との説明があったということで、把握している範囲で情報を加えてくださいということでコメントを頂戴しております。こちらにつきましては、過去の助言委員会全体会合の議事録を改めて確認しまして、工事中の環境モニタリング結果について、事業対象地周辺で複数の建設工事が同時に行われているような場合に基準値が超過してくるというような事例があったということを確認しております。その際は、その累積的影響を考慮することの必要性が議論されておりました。

これにつきまして、累積的影響については、JICAのガイドラインのFAQで対応を定めており、そちらに沿って対応していくとしております。その旨を記載させていただきました。

続きまして64番、災害の取り扱いについてでございます。2つ目の黒丸ですけれども、日本のアセス法での災害の取り扱いについて、改めてよく確認してくださいというようなコメントを頂戴しております。こちらにつきましては、回答に書かせていただいたとおり、日本の環境アセスメント技術ガイド等も参照しまして、報告書に必要な情報を追記させていただきました。

続きまして65番、石田委員から1点コメントを頂戴しております。

派生的、二次的影響について。こちらは、世銀の定義がIFCの定義と重なる部分もあるように思えますのでということでコメントを頂戴しております。こちらについては誘発された影響、また、合理的に予測できるというところについて、世銀のESS1のガイダンスノートを確認いたしまして、そちらに説明されている内容を報告書に記載させていただきました。

続きまして66番以降、日比委員からいただいているコメントでございます。

66、67は割愛させていただきます。

68番、国際的援助潮流としてパリ協定とあるが、本来の潮流は脱炭素ではないかというコメントを頂戴しております。こちらにつきましては、パリ協定についても2020年以降の新たな国際枠組みであるという点は非常に重要であると考えておりますので、今回の報告書のような整理とさせていただきます。

69番、パリ協定に触れるに当たっては、こちらにあるとおり、2度もしくは1.5度目標とともに、今世紀の後半にはネットゼロを実現するということが盛り込まれていること

も報告書に明記してくださいとコメント頂戴しておりまして、回答案にある文言を追記させていただきました。

70番、パリ協定の中で特に重要なのは、各国のNDCでは自国が定める貢献ではないかというコメントを頂戴しております。こちらは、ご指摘のとおり開発と気候変動対策の統合的実施を推進するという観点から、JICAとしましても事業が当該国のNDCの達成に貢献することは重要と考えております。

次、71番ですけれども、IPCCが昨年秋に出しました1.5度特別報告書についても言及すべきとコメントを頂戴しておりまして、こちらを踏まえて、回答案にあるとおり追記させていただきました。

続きまして72番ですけれども、気候変動に係る論点として、事業が対象国のNDC、パリ目標に貢献するのか、それを判断する参照基準を何にするのかというのが重要な論点であるだろうと。仮に移行技術として事業支援する場合には、全体目標に向けた貢献を明示するべきで、その際に事業による排出量がどの程度の期間ロックインされるのかについても重要な検討項目ではないかとご意見を頂戴しております。

これにつきまして、事業によるGHG排出量のロックインについては重要な課題と認識しております。代替案の検討に際しましては、技術的、財政的な実現可能性も勘案の上、総合的な検討が必要と考えております。

73番は割愛させていただきます。

74番、75番、鈴木委員からコメントを頂戴しております。74番は、モニタリング結果の公開に関しまして前半でも説明をさせていただきましたので、ここでは割愛させていただきます。

75番、保護区内での事業を原則実施しないから、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否が論点として上がっていると。それについては、基本的には現状の保護区内では事業を原則実施しないというものを維持したほうがよいのではないかとコメントを頂戴しております。こちらにつきましても、こちらの論点のもとで、包括的検討で議論させていただければと考えております。

最後76番、米田委員からいただいているコメントですけれども、生物圏保存地域のゾーニングについて、こちらはご指摘のとおり修正させていただきました。

また、21番のカンボジアの案件、それから24番のベトナムの案件ですけれども、どちらもプロジェクト道路が通過するのはtransition zoneでしたので、正しくこちらは修正をさせていただきました。

以上が①助言委員の皆様からいただいたコメント、質問に対する回答でございます。

○原嶋委員長 それに加えて、2つの団体グループからいただいたものに対する回答は④になるということでしょうか。

○古賀 はい、④。続けてよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 じゃ、まず助言委員の中から15名の方からコメントをいただいております。

して、きょういらっしゃるのが7名かな。小椋委員、谷本委員、源氏田委員、織田委員、木口委員、鈴木委員、米田委員がいらっしゃいますので、もし何かどうしてもここで確認したいことがありましたらお願いしたいと思いますけれども。

○小椋委員 事業効果、便益を図るのはとても大変で、随分ご苦労されているなと思うんですけども、今のご説明の中でいうと、当該プロジェクトの固有の状況も勘案してということは、例えば同じ橋梁のプロジェクトであったとしてもAというプロジェクトとBというプロジェクトで便益が違うものもあり得るといことなんですかね。そのプロジェクトの恐らく案件採択の意思決定の一つの指標にされていると思うんですね、これは。同じ橋梁セクターでありながらその便益がひょっとしてもし違ったときに、それが採択するその意思決定に資するものかどうかというのがちょっと私は疑問があるんですね。それで今のようなご質問をしたわけです。

○左近充 ご質問ありがとうございます。こちらにも書かせていただいたとおり、事業効果の考え方というのは、必ずしも我々審査部が確認をしている環境レビューという観点ではなくて、事業の審査として確認をしているところで、必ずしも我々のほうでどうですというお答えをちょっと説明、明確にできない部分があるんですけども、事業の立て方というか、目的の立て方等によってはその考え方は変わってくることもあり得るのかなというふうに考えております。

○原嶋委員長 ほかよろしいでしょうか。

じゃ、木口委員、どうぞ。

○木口委員 ありがとうございます。木口です。

まず最初に、丁寧にご対応いただきましてありがとうございます。45番なんですけど、ティラワの非自発的移転の方たちの人数で、私どものほうでも確認しまして、JICAさんはこういう解釈をされたというのは、3世帯の方は個別にいろいろご事情があったみたいで実際にこの時期には移転地には今住んでいらっしゃらないということも確認しました。数字については見解の違いということでも理解したんですが、こちらのご説明のほうだと、一番最後のほうに本人たちが住民移転を希望したために移転補償対象の世帯に加えられたことで3名の方がこの68世帯から除かれているように読めてしまうので、実際この方たち、将来にはZone A以外のところに住んでいらして事業の影響を受ける可能性があった方や、実際に受ける予定の方がいらっしゃって、そのこと自体においては非自発的な移転者ということでこちらは理解しておりますので、このご説明のほうに少し疑問が生じたというところがあります。こちらはコメントですので、またおいおい議論させていただければと思っております。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それで、あとコメントいただいているけどもきょうご欠席の委員には、これはもうファイルで行っていますよね、確실히行っていますよね。

じゃ、続きまして、時間の制約もごさいますけれども、2つの団体から頂戴しているご質問等に対する回答について、手短にご説明を頂戴できますか。

○古賀 ありがとうございます。④と左上にございます資料をごらんください。

こちらですが、最初に②、③でお配りさせていただいた質問・コメントのうち③について、NGO FoE Japan様からいただいたコメントに関しましては、ガイドライン改定に向けた論点に係る質問・コメント、それから、個別案件シートの記述内容へのコメントについては本日回答させていただいております。それ以外に同じレターの中に個別案件に係る質問・コメントも含まれておりました。こちらについては、事前にFoE Japan様と調整させていただいて、個別案件の話になりますので、この場ではなく別途、事業部とやりとりをさせていただくという整理にさせていただいております。

そのため、④の資料には③の質問・コメントのうちの一部、ガイドライン改定レビュー調査に関するものだけ載せているということでご理解いただければと思います。

1番以降は、まずこちら②のメコン・ウォッチとFoE Japanの連名でいただいた質問・コメントをまず回答を載せてございます。

1番なんですけれども、ガイドラインの重要事項4にあるステークホルダーからの指摘があった場合は回答するという点についてのご指摘を2つの案件に関しましていただいております。こちらはご指摘についてレビュー調査報告書の2章に外部からの指摘事項ということで追記をさせていただきました。

2番です。こちらについても、ガイドラインの2.5、社会環境と人権への配慮に関するご指摘を同様に2案件についていただいております。こちらにつきましてもご指摘の内容を報告書に追記させていただきました。

続きまして3番。こちらはNo.13インドネシアのインドラマユへの石炭火力発電事業ですけれども、こちらに関してES借款中に用地取得が行われたということに関してどのように確認したのかという点につきましては、記載している内容はレビュー調査で確認したものになってございます。

また、その他書簡で指摘している事項についてもきちんと記載してくださいというコメントを頂戴しておりますので、回答案にあるとおり記載をさせていただいております。

4番、レビュー調査報告書の中でRAPもしくはARAPが作成されていない5件とあるが、この5件は大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトであったかどうかという質問をいただいております。こちらについては、No.34を除く4件は、まずこちらはいずれも大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトではありませんでした。また、この34番についてはES借款となっておりますので、関係者間配慮文書の作成がそのES借款の中で行われるという立てつけのプロジェクトになっておりました。

続きまして5番。レビュー調査の現地調査に関しまして、生計回復に関する記載が必要な情報や根拠に欠けるのではないかとのご指摘を頂戴しております。こちらについて、まず今回現地調査を行った案件のうち、用地取得等のある案件については、生計回復についても聞き取りを行い、その結果を記載させていただいております。ただ、JICAとしてその現地調査の情報だけをもとに生計回復できているかどうかを通常確認を行っ

ているわけではございません。それ以外にも外部モニタリングの報告書であったり、住民からの苦情等、こういった情報も参考にして確認を行っております。

また、現地調査の5件ですけれども、どちらも住民移転がまだ実施中であったり、また、移転後それほど時間が経過していないとか、生計回復プログラムをまだ実施中であったりといったようなものばかりで、生計回復したかどうかというものを現時点で判断できる段階ではございませんでした。このため、引き続きモニタリング等を通じて確認していきたいと考えております。

続きまして、6番から9番まで、現地調査のそれぞれの案件について、その現地調査の方法、こちらをもう少し詳しく記載してくださいと、それぞれ回答案にあるとおり記載させていただきました。

10番につきましても、外部から指摘を受け始めた時期について誤りが見られると、ご指摘に沿って回答案のとおり記載させていただきました。

11番、記載漏れのご指摘ですね。説明は割愛させていただきます。

12番、コメント1で取り上げているような状況が運用で改善されないのであれば論点に含めていただきたいとコメントを頂戴しております。こちらにつきましては、まずコメント1へのご指摘に対するJICAの確認結果を記載させていただいております。

また、No.4はティラワSEZの案件ですけれども、こちらは異議申し立て手続に進んだ案件ですが、異議申立審査役報告書においても、こちらにあるように、JICAの行為にガイドライン1.4の不遵守があったとは言えないと結論づけられております。ただし、同時に、より丁寧な対応をすることが望ましかったという指摘がなされていますので、今後も、より丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

13番ですけれども、人権配慮ですね。こちらについても、まずコメント2でいただいたご指摘について、JICAの確認結果を記載させていただいております。

14番、異議申し立て手続の見直しのスケジュールについてご質問いただいております。こちらの異議申し立て手続要綱に従いまして、環境社会配慮ガイドラインの見直しとあわせて検討を進めていきたいと考えております。具体的には、ことし中にそれまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価について、情報収集や分析に着手いたします。

15番、論点、エンジニアリングサービス借款の供与期間中の環境社会面の影響が発生した場合の対応に関する論点をご提案いただいております。こちらは現状ありますES借款に関する論点に含める形で、包括的検討で議論させていただければと考えております。

また、ES借款の環境レビュー開始時期の情報公開の要否ですが、こちらにつきましては、環境レビューの開始時期についてはさまざまな政府間の協議等もございますので、情報公開は行っておりません。

16番は割愛させていただきます。

17、18、19番に関しましては、世銀のESS5、用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転に関するコメントを頂戴しております。ご指摘の内容につきましては、既にある論点、ESSとの乖離がないことの要否、こちらでESS5も含めて議論させていただければと考えております。

18、19も同様でございます。

続きまして、20番以降が③のFoE Japanからいただいたコメントでございます。

20番からずっと、主に報告書の記載に関しまして、報告書というか、補足資料ですね、個別案件シートの記載に関しまして追記や修正のご意見を頂戴しております。細かい説明は割愛させていただきますが、こちらに書かせていただいているとおり、追記、修正してございます。

以上でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

確認ですけれども、この2団体から頂戴したコメント・質問に対する回答については、JICAのほうからこの文書でお答えになっているということでもよろしいでしょうか。どういう形でお答えになるんですか。

○左近充 すみません、こちらは既にFoE Japanからいただいたレターに対しては、この同じものをお送りする形で回答申し上げているところです。メコン・ウォッチ様に対してはいかがいたしましょう。

○原嶋委員長 いかがいたしましょうか。

○木口委員 すみません、ありがとうございます。1点だけコメントがありますので、もしよろしければ今コメントさせていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 立場としては、一応、委員としての立場と両方あるので、場合によってはわけて、メコン・ウォッチ様のご回答はまた別のときに練っていただいてもいいかもしれませぬ。いずれにしても委員としてのコメントがあればそれは頂戴しますので、回答としてお渡しする形はどこかでとるんですか。

○木口委員 今回、私どものほうは、ティラワの件に関してかなり細かいものを出しましたが、委員として出した部分がありまして、それから個別にまた以前からやりとりさせていただいているので、FoEさんほうは、この段階では回答いただくようなものは特になかったということ。

○原嶋委員長 じゃ、これを公開するという形で。

○木口委員 問題ないです。

○原嶋委員長 ちょっと一旦お待ちいただいて、それでは全体を通して既にコメント、あと、きょうコメントはいただいているけれども欠席されている委員についてはお送りいただいて、あまり大きな誤解があればまた頂戴してするというので、よろしく願います。

ということで一旦ご説明を終わりにしまして、じゃ、全体につきまして何か確認した

い点がございましたらお時間の許す範囲で頂戴したいと思いますので、特に今回コメントいただいていない方、委員の方でも含めて順次ご発言いただきたいと思いますので、木口委員もよろしければご発言いただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、挙手をお願いします。

○木口委員 ありがとうございます。④の資料の5点目、4ページのところなのですが、現地調査を実施した8案件中、生計回復対象となる5案件についてということでご回答いただいたんですけども、ご説明のほうで、最後のほうで生計回復策を実施中で、回復したか否かを判断できる段階ではないというふうにご説明いただきまして、今後ご確認されるということでありがとうございます。

ただ、前回7月に配付されましたレビュー調査の最終報告書（案）の2の14ページ、この質問した部分の本文のほうなんですけれども、こちらを見ますと、まだ生計回復実施中で確認できる段階ではないということが本文からは読み取れないので、もし可能であれば本文のほうにその旨を追記していただければと思っております。メールでまた確認の文書をお送りできればと思いますので、ご検討いただければと思います。

○古賀 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○島委員 すみません、島ですけれども、田辺委員の4番のコメントに関連してなんです。

○原嶋委員長 これは①の4番ですね。

○島委員 ①の4番です。そうです。なんですけれども、翻訳版の公開の話で、最後の2行で世銀とかADBに言及されているんですけども、ちょっと私の認識が間違っていたらほかの人から補足、修正いただければと思うんですけども、世銀とかADBは自分たちでEIAをやっているの、当然、例えばインドネシアのアムデルとかは見ていると思うんですけども、自たち分でEIAをつくっていて、それが英語なので、それを公開するという話なので、翻訳版というところを議論するというのはちょっとJICAとは立ち位置が違うのかなというところをちょっと感じました。

一方で、似たような事例でいくと、恐らく、どっちか忘れたんですけども、EBRDとかEIBとかはやはりヨーロッパの現地語でEIAを公開していたりしますので、そこら辺を確認されるといいのかなと思います。

以上です。

○古賀 ありがとうございます。ご助言を踏まえまして、EBRD等についても確認させていただきますと思います。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○作本委員 ①番のレビュー調査の52番なんですけれども、村山委員が出された戦略アセスのSEAの関連なんですけれども、環境省と日本の環境省のネットワークですか、こちらを引用されてSEAの説明をされたのはよろしいかと思うんですけども、ただ、あ

れを学会なんかで議論している場合には、日本では戦略アセスは入れてないと、名前は括弧書きで配慮文書に入れちゃいましたけれども、実質あれはプロジェクトアセスメントであって、ここに出てくるようなPPPのいわゆる戦略アセスには達していないということで。今、内部で一生懸命またこれを戦略アセスに到達するために努力されているので、僕は、この前半の環境省とネットワークの説明はこれで残されてよろしいんですが、この「したがって」というパラグラフが説明していると考えられますと若干遠回りには言われているんですが、いわゆる同じ事業アセスの中でより早目に、同じ事業の中でより早目にこの考慮、配慮するプロセスをとったという意味では、必ずしも賛同を得ているものではないんですよ。

我々は決して環境省を批判するつもりではなくて、環境省さんにもっと頑張ってもらって、国際標準並みのものをつくってもらいたいと思って一生懸命期待しているわけです。そういう意味では「したがって」というこの表現が、やはりちょっと想定しているものと考えられます。文末でかなり婉曲にはされているんですが、余りここで日本のものは、こういうものがありますと、日本の姿勢はこうですということの前向きに示していただくのはいいかと思うんですけれども、これをベースにJICAさんはSEAの姿を判断されて考えられますというのはちょっと避けておいたほうがよろしいのではないかと、そんな気がいたしております。JICAさんが数段先を行ってすばらしいものができちゃったという、そういうことなのでそのギャップをどうやって表現するかというところなんです。

○原嶋委員長 そうですね。ここの「想定していると考えられます」というのはちょっと確認とったほうがいいのかもかもしれません。

○古賀 はい、コメントありがとうございます。いただいたコメントも踏まえて報告書の記載は改めてこちらでも見直しをしたいと考えております。ただ、JICAとしましては、この「なお、以上は」というところに書かせていただいておりますが、国際的にはSEAはご指摘のとおりポリシー、プラン、プログラムの段階で行うとあり、我々のガイドラインもこちらをもとにやっていると理解しております。

○作本委員 そういう意味では、したがってという論理的な流れの前置というんですか、この部分を削除していただくような、そのほうが単に説明したと、概要を説明したということになるかと思うので。

○古賀 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 あとでございますでしょうか。じゃ、これらを反映した上で最終報告書がフィックスされると、それがパブリックコメントにかかって、それをもとに包括的検討をするということでもよろしいわけですね。

○古賀 はい。正確には、いただいたコメントを反映したものは、依然としてドラフトファイナルレポートと考えておりまして、それをパブリックコメントにかけた上で最終報告書としてセットする予定でございます。

○原嶋委員長 それはガイドラインの10ページにありますけれども、ガイドラインの適用と見直しというところの2の10の2のところの文言に従った手続を粛々と進めているという理解でよろしいわけですね。

○古賀 はい、ご理解のとおりでございます。

○原嶋委員長 ちなみに、ここの2の10の2では、包括的な検討を行う、それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定に当たっては日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上でとありますけれども、この段階では日本語なんですよ。今はレビューなので日本語なんですよ。なぜかというところ、ここに開発途上国政府とか開発途上国のNGOとかというのが入っていますけれども、これは改定のことについての意見を問うときで、このレビューの段階でのパブリックコメントは日本語でやるということですよ。

○古賀 レビュー調査のパブリックコメントも日本語と英語で募集させていただこうと考えております。ですので、皆様からコメントいただいたドラフトファイナルレポートを日本語と英語で公開しコメントも英語と日本語で受付をさせていただくと。

○原嶋委員長 それは海外からもコメントが来る可能性もあるということ、それ自身は否定しないというか、拒絶しないという立場ということですか。

○重田委員 今のは1の⑩ということよろしいですか。

○原嶋委員長 ガイドラインの10ページ、冊子の10ページの2の10のまた2かな、そこを今ちょっとあれしていますけれども、確認していただければと思います。

じゃ、レビュー結果そのものについても実質的に外国の方にもコメントする機会をつくるということよろしいわけですね。

○古賀 はい、ご理解のとおりです。

○原嶋委員長 内容と手続も含めて、何かございますでしょうか。これで、助言委員会としてはこれに直接時間を割くのは一旦ここで締めくくりという感じですよ。これでまたパブコメになるわけですから。最後とは言いませんけれども、大きく時間を割くのは最後に近い状態になるので、何か遠慮なくご発言があればしていただきたいと思いませんけれども。

○木口委員 パブリックコメントの期間はどれぐらいを想定されていらっしゃるのでしょうか。

○古賀 今のところ約1カ月程度と考えております。

○重田委員 大体時期はいつぐらいを考えていますか。パブリックコメントの時期ですね。

○古賀 9月下旬以降とさせていただきたいと思っております。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。繰り返しになりますけれども、この後ドラフトのファイナル、最終報告書のドラフトができて、パブコメをして、報告書ができて、包括的検討に入って、そこではまた助言委員の方々全体やら個別では何かのお手伝いする機

会はあるかもしれないということですが、一応レビュー報告書については一旦1つの締めくくりといたしますか、潮目になりますので、遠慮なくご発言いただきたいと思いますけれども。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○重田委員 パブリックコメントのときに助言委員はそこに参加してもいいんですか、助言委員として、我々の立つ位置とか立場をはっきりさせていただければと思います。

○古賀 はい、個人としてコメントをいただければと思っております。

○原嶋委員長 あれはどうやって、ホームページに載せるわけ、この報告書全部を載せると。

○古賀 はい、そうですね。10年前ですか、現行ガイドラインができたときもホームページを通じてパブリックコメントを募集させていただいておりますので、恐らく同じような形になるかと思えます。

○重田委員 公開というのは一般にパブリックに開いて対話形式で直接やるということをやりますか。

○古賀 パブリックコンサルテーションという形での会合は今のところ予定してはおりません。

○原嶋委員長 説明会とか公聴会と大げさじゃないですけども、説明会とかは特に個別では予定していないということですか。

○古賀 そうですね、はい。

○原嶋委員長 説明をしてくれと言われたら行くんですか。場合によって、ケース・バイ・ケース。

○古賀 そこは、ケース・バイ・ケースで検討させていただくことになるかと思えます。

○原嶋委員長 どうぞ。

○木口委員 個別案件シートも翻訳されるのでしょうか。

○古賀 個別案件シートは、今回レビュー調査報告書の補足資料という位置づけですので、翻訳はしない予定でございます。

○木口委員 わかりました。

○重田委員 あと、異議申し立てのほうの手續に関してとか、それは今回は対象外ということになるのでしょうか。

○折田 はい、こちらの最終報告書の取りまとめのプロセスの中では対象外になりますけれども、そのレビュー調査の包括的検討とあわせて具体的なことを検討していきたいと考えております。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、コメント対応についての説明については、これで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○古賀 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、最後、今後のスケジュール確認ということで事務局からよろしくをお願いします。

○左近充 次回の全体会合ですけれども、10月4日金曜日、午後2時からJICA本部で予定しております。よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 最後になりますけれども、何かご発言ございましたら。よろしいでしょうか。

特になければ、今回はこれで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時44分閉会